

上原秀樹議員

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、日本共産党議員団を代表して質問をします。

はじめに、市長の情勢認識についてお聞きします。

第1に、コロナ禍における国の経済政策についてです。

コロナ禍で、格差拡大は深刻になりました。全国の2020年度の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業の内部留保は466.8兆円で、過去最高です。19年度比で株主への配当は11%の大幅増、役員報酬も0.5%増と大企業、富裕層はもうけを膨らませました。一方で労働者の賃金は1.2%減り、コロナ危機は非正規労働者、特に女性と若者に大きな犠牲を負わせています。この1年余、非正規雇用労働者はコロナ以前に比べて月平均92万人減少しました。うち61万人が女性です。

2020年度予算審査での代表質問で国の経済政策について指摘しました。当時内閣府が発表した2019年10～12月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価上昇分を差し引いた実質成長率が、年率に換算すると6.3%ものマイナスとなったこと、このことは、消費税増税が日本経済にとって大打撃になっていることを浮き彫りにしていること、GDPの約6割を占める個人消費が消費税増税に直撃されて前期に比べ2.9%のマイナスになり、消費の冷え込みを裏付けていること、勤労者の実質賃金も昨年12月0.9%のマイナス、内閣府の景気動向指数も5カ月連続で「悪化」という判断になったことなどを挙げ、市長の国の経済政策について見解を求めました。当時の経済状況以降、所得が増えず消費が落ち込み続けているのは、安倍政権と菅政権が続けてきた消費税増税を含めた「アベノミクス」と言われる経済政策が、大企業や富裕層を潤すだけだということは明らかです。

昨年以来のコロナ禍での安倍・菅自公政権の経済政策に関して、市長はどのような認識をされているのでしょうか、また、今必要な政策は、大企業と富裕層に応分の税負担を求め、消費税減税などによる税の不公平を解消し、正社員が当たり前の雇用のルールをつくり、最低賃金を時給1,500円に引き上げて国民の懐を温めることと考えますが、合わせて見解をお聞きします。

第2に、米軍と一体となった自衛隊をめぐる動きについてです。

6月16日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（「土地利用規制法」）が、国民、野党が反対する中で、自民、公明、維新などによって参議院において採決が強行されました。

この法律は、米軍・自衛隊基地や原発など「重要施設」周辺1キロや国境離島に住み、生活し、活動するすべての市民を調査・監視対象にし、政府の機関を総動員してプライバシーまで踏み込み調査・監視することを可能にするものです。調査の対象や内容に制限はありません。情報の提供を拒否

した者は30万円以下の罰金を科せられ、密告社会に道を開きかねないものです。しかも、何が規制されるべき基地や原発の「機能を阻害する（おそれのある）行為」なのかは明示されておらず、政府の恣意的判断で際限なく拡大され、土地・建物の利用の中止が命じられ、拒否すれば2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処せられるという、恐るべき市民弾圧法となっています。これが、日本国憲法の保障する平和的生存権、個人の尊厳、言論・表現、思想・信条の自由、財産権などの基本的人権を蹂躪する、憲法違反の悪法であることは明らかです。

防衛省は既に、2013～20年度にかけて、全国約650の米軍・自衛隊基地（防衛省施設を含む）に隣接する土地の調査を行い、所有者約8万人が対象になっています。兵庫県内は15か所で、伊丹市においては、伊丹駐屯地、千僧駐屯地、久代射撃演習場が対象として挙げられ、その周辺1キロメートルとなれば、市内の約3分の1の土地所有者等が対象となります。

この法律の背景には、日米軍事同盟と安保関連法、すなわち戦争法の下で、アメリカの戦争に参戦する体制づくりをすすめる、菅政権の危険な姿勢があります。すでに、6月18日から7月11日にかけて、陸上自衛隊中部方面総監部と在日米軍事司令部を中心にオリエント・シールド21という実動訓練が図上訓練を中心に伊丹駐屯地において行われています。台湾有事を想定したものと思われ、奄美駐屯地では米陸軍の地对空誘導弾（パトリオット）部隊と陸自の中距離地对空誘導弾部隊が共同対空戦闘訓練を行っています。滋賀県のあいば野演習場では実弾訓練も行われ、6月23日には120ミリ迫撃砲弾発射訓練中に、演習場外に着弾する事件も発生し、大きな問題となったところです。

また、この訓練と連動した日米共同方面隊指揮所演習、ヤマサクラ―81も今年度3四半期に伊丹市に総監部のある中部方面隊で予定されています。

アメリカは、対中国戦略として軍事的対応を中心にしており、戦争ともなれば日本の自衛隊も参加する方向で作戦がたてられています。まさに戦争準備が伊丹の自衛隊基地で行われていることとなります。

市長は、土地利用規制法とその背景にある日米共同軍事作戦に関してどのような認識をお持ちでしょうか、見解をお聞きます。また、日米共同方面隊指揮所演習、ヤマサクラ―81はこの10月から12月の間に予定されていますが、どんな演習が行われるのか、コロナ感染は大丈夫か、市民にどんな影響があるのか等、情報を提供していただきたいと思います。

次に、2020年度決算に関してです。

2020年度の決算の内容の中心は新型コロナウイルス感染症対策です。

伊丹市の新型コロナウイルス感染症対策関連経費は、243億3,597万円で、そのうち地方創生臨時交付金対象事業は21億7,056万円となり、感染拡大防止や生活や雇用の維持と事業の継

続支援、地域経済の活性化、社会的な環境の整備・新しい暮らしのスタイルの確立などの事業を行ってきました。

これらの事業は感染症対策として一定の効果を上げることはできたと思いますが、現在進行中とはいえ、2020年度の事業の評価をすることは必要です。例えば、2020年度の2月補正予算で議論がありましたが、テイクアウト・デリバリー利用促進キャンペーン事業やキャッシュレス決済ポイント還元委託料、事業所等賃料補助金の減額措置などの周知方法や事業のあり方などへの評価はどうでしょうか。

また、感染防止事業に関しては、党議員団は一貫して、医療機関（病院・診療所）、介護・福祉施設、保育園・幼稚園、学校、児童クラブなど、クラスター（感染者集団）が発生すれば多大な影響が出る施設等で定期的なPCR検査を行うこと、感染急増地（ホットスポット）となるリスクのあるところに対し、無症状の感染者を把握・保護するための「面の検査」を行うことを求めてきました。しかし、国の「医療崩壊を招く」という非科学的な知見によってPCR検査を抑制する中で、世界で人口当たりの検査数が144番目という最悪の事態になる中で、無症状の感染者が感染を広げています。この中で、市独自の検査体制を行い、感染防止をする必要はなかったのかどうか。

さらに、新型コロナウイルスの影響で中小企業・商店に深刻な事態が広がる中、これらの実態を調査し、必要な対策をとるべきと主張し、自粛と補償を一体化すべきところを国が持続化給付金と家賃補助を1回きりで終わる中、伊丹市独自に行ってきた支援策、上下水道料金の基本料金免除、事業者への家賃補助、ひとり親世帯への支援などを再度行うことが必要ではないか、特に中小零細企業・業者に対する資金援助として「年越し給付金」を創設することも考えていただきたいと要求しましたが、実現されませんでした。

これら、感染が広がり、中小業者の営業と暮らしが困難になった状況を見て、どのような見解をお持ちでしょうか、お聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

第1に、日本共産党の提案と今後の対策についてお聞きします。

コロナ感染第5波の状況は、デルタ型などの変異株の感染力が強く、自宅療養中に家族全員が感染する事例や基礎疾患の有無にかかわらず30代から40代でも重症化する例、自宅療養中に自宅で死亡する事例も相次ぐという深刻な事態となっています。入院・宿泊療養調整中の自宅待機や自宅療養中、医療機関・福祉施設の留め置きで家族や施設内で感染を広げることや、医療が間に合わず命を落とすことは絶対に避けなければなりません。また、保健所の業務が追い付かず、感染者の症状の把握や濃厚接触者の特定に支障をきたしており、これらに対する早急な対策が求められています。

この間の政府のコロナ対応は、「ワクチンさえ打てば何とかなる」というものとなっています。しかし、国内外で明らかになった科学的知見は、ワクチン接種だけではコロナを抑え込むことはできないことを示しています。ワクチン接種と一体に、医療体制強化、大規模検査、十分な補償など、総合的対策を講じてこそ、コロナを抑え込む道が開かれます。

そこで、次の日本共産党の提案に対する見解をお聞きします。

一つは、医療体制強化では、国が「原則自宅療養」の方針を公式に撤回し、症状に応じて必要な医療をすべての患者に提供することを大原則にすえることです。そのために政府がイニシアチブを発揮して、臨時の医療施設の大規模な増設を行うこと、あわせて入院病床をさらに確保し、在宅患者への往診や訪問看護など在宅医療を支える体制を抜本的に強化することです。医療機関への減収補填と財政支援、医療従事者への待遇の抜本的改善をはかり、政府が責任をもって医師・看護師を確保する必要があります。このことを国に対して強く求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。また、伊丹市の場合、医療のひっ迫度、療養施設の充足率は大丈夫でしょうか。お聞きします。

二つに、ワクチンの安全で迅速な接種と一体に、感染伝播の鎖を断つための大規模検査を「いつでも、誰でも、何度でも、無料で」の立場で、大胆かつ大規模に行うことが必要です。事業所、学校、保育園、幼稚園、児童クラブ等に対する大規模・定期検査を政府が主導して実行すべきです。家庭に検査キットを配るなど、自主検査を思い切って支援することも急務です。検査の拡大にあたっては、行政検査の抜本的拡充とともに、事業所などが行う集団検査に国が思い切った補助を行うべきです。医療体制強化と大規模検査を実行するうえで、保健所体制の抜本的強化も急務です。

伊丹市でも、濃厚接触者にもかかわらず長期間検査もしてもらえず放置されている事態があります。保健所体制の強化が必要ではないでしょうか。現状をお聞きします。

三つに、自粛要請とセットで十分な補償を行うことです。持続化給付金・家賃支援給付金の再支給と継続的支給の実現は、中小業者にとって待ったなしの課題となっています。生活困窮者への支援を抜本的に拡充します。文化・芸術関係者に対して、新たなイベントへの支援にとどめず、「場や担い手」への直接支援を拡充するとともに、国費を数千億円の単位で支出して「文化芸術復興創造基金」を抜本的に拡充することを国に求めるべきですが、お考えをお聞きします。

伊丹市独自の施策も何度か求めてきました。現在、中小業者の現状をどう把握されているのか、生活困窮者への支援は十分か、文化・芸術関係者への支援は十分行われているのかお聞きします。

第2に、就学前教育施設、学校におけるコロナ感染対策についてです。

これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子どもの感染をめぐる状況も大きく変えました。

一つには、全国的に、これまで感染しにくいとされてきた子どもへの感染が顕著に増えていることです。10代以下の新規陽性者が7月半ばから4週間で6倍になったことは軽視できません。その中心は高校生ですが、小中学生の学習塾や保育園、学童保育でのクラスターも増えています。

二つには、感染は“大人から子どもに伝播する”とされてきましたが、“子どもから大人に伝播する”という新たなパターンが少数ですが報告されていることです。

三つには、政府の後手の対策と五輪の強行により、現在、「全国各地が災害レベルの状況」（厚労省の専門家会合）となっていることです。しかも保護者世代はワクチン接種が間に合っていないという問題を抱えています。全員が自宅療養となった家族で40代の母親が亡くなった痛ましい出来事は、全国の子育て世代にとって他人事ではありません。

こうした状況で学校が再開しました。「子どもが感染し親が感染することも心配」などの不安が広がっていることは当然です。よって、デルタ株のもとでの学校の感染対策についてお聞きします。

その1として、登校見合わせの選択や分散登校、オンライン授業などについてです。

新学期が開始され、いくつかの学校で学級閉鎖されているという話をお聞きしますが、デルタ株の感染力の強さを考慮し、登校見合わせの選択や分散登校、オンライン授業などを柔軟に組み合わせて対応する必要はないのでしょうか。同時に分散登校は、保護者の減収や失職、医療従事者が出勤できなくなるなどのデメリットがあります。そうしたしわ寄せが起きないように、必要な子どもが朝から学校で学べるような対応を徹底することが必要です。いかがお考えでしょうか。

その2として、感染対策のため登校を見合わせる選択を検討している保護者や子どもが少なくないことへの対応についてです。

伊丹市の場合、7月21日付の保護者向けの連絡文書で、「出席停止扱いにするもの」として、園児児童生徒が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合、ワクチン接種後の発熱等風邪の症状がみられるとき等6項目があげられています。感染が不安で登校できない場合に関しては「欠席扱い」とすると、昨年6月に保護者向けの連絡文書に記されています。また、昨年6月25日付の教育長からの各学校園長あての事務文書（伊教委保第481号）でも、先ほどの保護者宛連絡文書とともに、「同居者に風邪症状等が続いた場合に登校しない場合は、7月1日以降、欠席とする」「感染が不安で登校できない場合は、7月1日以降、欠席とする」とされるとともに、「保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合」という文科省の衛生管理マニュアルを追加しています。それには、学校での感染対策等を十分説明して理解を得るよう努めるとし、その上で、感染経路のわからない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、

欠席とはしないなど柔軟な取り扱いも可能とされています。しかし、昨年の6月と言えば、第1波と第2波の中間で、ほとんど感染者は見受けられない時期で、現在と状況は全く異なります。しかも現在、伊丹市では「感染経路のわからない患者が急激に増えている地域」にあたり、その中で「感染の可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由」を校長が判断するようになっており、保護者の掲げる理由を校長によっては異なる判断をすることも考えられ、保護者と子どもに不安を広げることになります。さらに、このような詳細は、一切保護者には連絡されていません。

この点では、国の通知が「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる」場合には「出席停止」「欠席扱いしない」など、登校見合わせの対象を狭くしていることに原因があります。教育委員会として、広く認めるように転換し、登校を見合わせる子どもたちの学びや成長への支援を明確に位置付けることが必要と考えます。見解をお聞きします。

また、何らかの理由で出席できない場合、タブレットによるオンライン授業も可能となっているかと思えます。その場合、伊丹市は出席扱いとしていません。基本は教師との対面によるみんなと一緒に学ぶことですが、学校に行くことができない場合にはオンライン授業も出席にすることは可能と考えます。一方、不登校の場合のオンライン授業は出席扱いとなります。伊丹市も柔軟に対応すべきと考えます。オンライン授業の現状と合わせて、見解をお聞きします。

さらに、これらの扱いが自治体によって異なっていると側聞しますが、阪神間各市の状況をお聞きします。

その3として、学校でのクラスター対策と広範な検査を行うことについてです。

コロナ感染は半数が無症状感染者からであり、無症状感染者の発見と保護が感染対策に欠かせません。このことを政府が無視してきたことが、事態の悪化を招いた一因です。従って、濃厚接触者を狭くみず、財源を国に求め、実態に応じ、学級・学年・全体など広めのPCR検査を行政検査として行うよう求めます。伊丹市の現状と見解をお聞きします。

また、国が高校等に配付した抗原簡易キットは症状のある人への緊急のものですが、全国的に、学校現場では採取に必要な場所も防具もないなどの問題が噴出しています。無理なく活用できる対応策を具体的に示すことを求めるものですが、教育委員会の対応をお聞きします。

その4として、コロナについての学びとコミュニケーションを重視することについてです。

子どもたちは長い間我慢をしいられ、さまざまな不満を募らせています。新型コロナウイルスと感染のしくみを学び、受け身でなく自分の頭で考え納得して行動変容し、「部活動もこれなら可能では」といった自分たちの学校生活の前向きな話し合いを行うことこそ、この時期に欠かせない学びです。そうした学びの保障を求めます。また、教職員が世界と日本の研究成果などを学び、感染対策を含め

討議できるゆとりを保障することを求めます。このことは、子どもや保護者がウイルスを正しく恐れることを助けることにもなります。見解をお聞きします。

さらに、以前の市のアンケートでも、保護者の認識以上に困ったときに助けを求められない児童・生徒が多く、ストレスを抱えていることが明らかとなっています。補正予算で不登校対策支援員の配置は行われますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの増員で、心のケアの強化を図ること、子どもたちの気持ちをよく聞き、子どもたちの意向を最大限尊重した対応を工夫することが必要です。伊丹市の場合は県の配置に加えて上乘せの配置をされていることは評価をしますが、コロナ禍で増員の必要性は高まっています。議案質疑での答弁は、体制の充実について今後考えるとのことですが、現在、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは余裕を持って働いておられるのか、過重労働で逆にその人たちが疲弊するのではないかと危惧するものです。現状はどうなっているのでしょうか。そして改めて増員を求めるものですが、見解をお聞きします。

次に、演劇ホールの存続をめぐる問題についてです。

伊丹市は、演劇ホールの活用方法について、サウンディング型市場調査を行い、その用途変更も含めて検討されています。そこで次の点をお聞きします。

第1に、伊丹市の文化政策についてお聞きします。

伊丹市は2018年に、従来の「文化振興ビジョン」を発展させて「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」を策定されています。その「指針」では、演劇ホールの評価について、その専門的かつ独自性の高い事業展開に対して「地域創造大賞」や「文化庁芸術祭優秀賞」の受賞をはじめ各方面から高い評価を得ていること、また、市内中学校や高等学校へのアウトリーチによるコミュニケーション教育に力を入れていることとともに、一方では市民の認知度は十分とは言えず、今後市民へのアプローチを一層進めていく必要性が述べられています。そして基本方針では、文化芸術が身近にあるまちをめざすとされ、文化施設の活用に関しては、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための機能を担い、常に活力ある社会を構築するための役割を担っているとの「劇場法」を引用し、人と人が出合い、つながる場所として文化施設を活用するとしています。そして、社会包摂としての鑑賞支援も明記されました。さらに、他では味わえない事業を展開するとして、美術館・工芸センターの展示や柿衛文庫の俳諧俳句資料とともに、演劇ホールの演劇、ダンス公演を挙げられ、歴史を感じられる場所の活用とともに、伊丹ブランド構築の一翼を担うとされています。また、2016年12月議会での私の文化政策に関する質問に対して、平田オリザ氏の講演での文化格差が地域格差につながることを危惧する旨を引用し、本市では多くの文化施設があり、各館の個性的な事業展開、アウトリーチ活動などにより、芸術文化に触れられる多様な機会の提供があり、ゆくゆくは選ばれるまち

にもつながっていくものと考えていると答弁されました。一方、「指針」では、公共施設マネジメントに基づき施設の有効活用を図るとして、財政上の問題とともに市民のライフスタイル、施設使用形態の変化も鑑み、事業・機能の集約や運営主体・形態の変更等、より機動的な活用方法について検討すると書かれています。そこで、次の点をお聞きします。

一つには、「指針」策定から3年が経過しようとしていますが、その「指針」のまとめとして「終わりに」に書かれている「本市の文化施策の大きな役割を占める文化施設が、個々にとって新たな居場所として心のよりどころになってもらえるような施設でありたい」「その居場所とそこにある演劇や音楽、美術等が今、広がっている地域間、世代間の壁を埋め、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重しあう土壌を提供し、心豊かな社会を形成する一助となるよう、『文化芸術がそばにあるまち』を目指し、施策を進めていく」とされていますが、演劇ホールが果たした役割を中心に策定後3年間の評価をどうされているのかお聞きします。

二つには、「指針」で「市民のライフスタイル、施設使用形態の変化も鑑み、事業・機能の集約や運営主体・形態の変更等、より機動的な活用方法について検討する」とされていることに関して、今回の施設の有効活用を検討するに至る契機となったのは何かお聞きします。

第2に、当局が進める演劇ホールの有効活用の検討についてお聞きします。

伊丹市は演劇ホールの有効活用の検討として、国土交通省のサウンディング調査に2回参加し、独自の同調査も行い、その経過を報告されています。そしてさらに演劇ホールの活用に関する市民意識調査も行われています。その伊丹市による検討に関してお聞きします。

一つには、演劇ホールが使用形態の見直しの対象となる評価に関して、市民利用率が低いことをあげていますが、これは逆に市外からの来客者が多いことも示しています。このことを、市民の利用率が低いことをもって利用者一人当たりのコストを割り出すことには疑問があります。「伊丹ブランドの構築」という側面ではどう評価されるのでしょうか。

また、利用率の算定は公演・講座利用者へのアンケートによるもので、回収率がどのくらいになるかわかりませんが、正確な数字とは言えず、「市民利用15%」と言い切るには問題があると思います。いかがでしょうか。この利用者にはアウトリーチ活動やアイフェス、演劇ワークショップへの参加は含まれているのでしょうか。

さらに、いたみホールと音楽ホールとの比較もされていますが、施設（メインホール）の利用目的が異なることから比較すること自体が問題です。他市の演劇ホールとの比較はどうでしょうか。以上お聞きします。

二つには、収入の分析で、イベントホールの減免率が高いことを指摘されていますが、貸館利用が

少なく、イベントそのものが主催・共催事業等が99%を占めていることから、減免規定を適用すれば当然の結果です。これは文化会館大ホールでも、音楽ホールでも同様の減免規定です。貸館で演劇等のイベントをする場合、観客数が200名までと限られ、採算が困難になる経験をしましたが、このことから指定管理料が高くなることになっているのではないのでしょうか。（むしろ観客数に限界があることから劇団等には大きな負担となっているのではないかと危惧するものです。）

また、年間9,000万円の費用がかかっていると言いますが、これもいたみホールと音楽ホールのメインホールとは性格が異なることから、他市の演劇専門ホールとの比較が必要ではないでしょうか。以上に対する考えをお聞きます。

三つには、伊丹市は早々に演劇ホールの活用に関する市民意識調査を実施されています。なぜそんなに急ぐのかという疑問はぬぐい切れません。確かに演劇ホールは市民の認知度は低いかもしれませんが、今回の伊丹市によるサウンディング型市場調査や関係者・市民からの署名運動等によって、演劇ホールを中心に文化施設のあり方について市民的な議論が始まったと言えます。その途上で調査することは十分市民の間で考え、議論する間もないまま、「やっぱり認知度が低い」と判断し、用途変更へと導くのではないかと危惧をするところです。市民からも「課題と魅力を知って、存続させるべきか考える時間と機会が欲しい」と言われています。そしてなぜ急ぐ必要があるのか、いつまでに結論を出そうとしているのか、市民や関係者の間で十分時間を取って議論する必要があると考えますが、見解をお聞きます。

四つには、伊丹市が演劇ホールの活用方法についてサウンディング型市場調査を行い、その用途変更も含めて検討すると報道を受けて、いち早く声をあげたのが演劇関係者と市内中学校・高等学校演劇部OBOG会、そして市民の方たちです。演劇関係者から「日本全国及び海外の優れた舞台芸術作品を上映してきた。その舞台芸術の拠点を失うことは、市民にとっても、関西の多くの人にとっても舞台芸術作品を享受できる機会を失うことになる」、OBOG会からは「演劇ができる、学ぶ場所をなくすのは子どもたちの表現の場を取り上げるようなもの」、市民からは「レアなホールですのでぜひとも残してほしい。もっと市民が使いやすい利用形態を考えてもらいたい」などの声が紹介されています。この声をどう受け止められるのでしょうか。

財政負担に関しては、演劇ホールのままで機能維持のために改修するにしても、大規模に用途を変更するにしても、いずれも財政負担はかかります。問題はイニシャルコストで、優れた舞台芸術の上映や中高生を中心としたアイフェス等を残しながら、利用形態等を工夫して、コストを削減する方向を考えるべきではないのでしょうか。見解をお聞きます。

次に、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）についてです。

さきの6月議会で、市長の所信表明の中で、「日本社会でのデジタル化の遅れから、国はデジタル化の司令塔となるデジタル庁を今年9月に始動させ、自治体システムの標準化や共通化を進め、業務の効率化や住民サービスの向上を進めている」と紹介されたことから、様々な懸念を示して見解をお聞きしました。

その時指摘しましたが、情報通信などのデジタル技術の進歩は、本来人々の幸福や健康に資するものであり、その方向で進むべきものです。また、デジタル化は行政手続のオンライン化など効率的運用に寄与する側面もあります。しかし、可決された6つの法律から成るデジタル関連法は、個人情報一元化とオープンデータ化や国・自治体の情報システムの共同化・集約、マイナンバー制度の利用・拡大、強力な権限を持つデジタル庁の設置という4つのツールを設け、データ利活用をさらに使いやすい仕組みにしようとするもので、中でも行政機関等の非識別加工情報制度や自治体システムの統一・標準化は問題ありとして市長の見解を質しました。市長は「情報システムの標準化・共通化や、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などを、国全体で進められる行政のデジタル化と連携を図りつつ、個人情報の保護やセキュリティーの確保を確実にした上で、デジタル機器の不慣れな方への支援を行い、誰もが安心して参加できる伊丹市のデジタル・トランスフォーメーション戦略を策定し、市民生活の質の向上と持続可能な行政サービスの提供の両立を実現してまいりたいと考えております」と答弁されました。

その直後、7月10日には「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進手順書」が公表されました。その「手順書」では、全国の自治体に対し、2022年度までに児童手当や保育所の利用申し込みなど31の行政手続きのオンライン化と、25年度を目標に介護保険、生活保護、国民年金など17業務の情報システムを国が示す基準に標準化・共通化するよう求めています。そして、行政が持つ様々なデータを企業が活用できるよう提供し、ビジネスの創出を期待するなどとしています。

そこで、次の点をお聞きします。

一つには、児童手当や保育所の利用申し込みなど31の行政手続きのオンライン化はどのように進められているのか、またどこまでオンライン化されようとしているのか、お聞きします。

二つには、25年度を目標に介護保険など17業務の情報システムを国が示す基準に標準化・共通化するとされていますが、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、「標準化に適合するものでなければならない」と定められており、6月議会でも指摘した自治体の独自施策は残らないのではないかと危惧するものです。「手順書」ではどうなっているのでしょうか。

三つには、外部人材の活用については伊丹市では委託契約をされています。国の要綱では、信用失

墜行為の禁止や守秘義務、職務専念義務に関する事項を定めるとしてはありますが、公務員と違って法的拘束力はありません。また、利益相反な行政のゆがみの温床となることが懸念されますが、見解をお聞きします。

次に、児童・生徒の健康についてです。

全国保険医団体連合会は、新型コロナウイルス感染症拡大により、必要な医療を受診できない児童・生徒がいるという調査結果を発表しました。この調査は、2月から3月にかけて実施され、学校による健診後の治療の実態を調べたもので、全国31都道府県の小中学校と特別支援学校が対象とされています。受診率は調査対象の歯科、眼科、耳鼻科、内科の全科で増加しているとされました。

私は依然、学校での歯科検診の結果で要受診とされた子どもの受診状況について聞いたことがあります。健診後の治療につながらない背景には、「健康に対する親の理解不足」や「共働きで時間が無い」「経済的困難」などがあげられます。今回の調査では、その状況が改善されない中で、コロナ感染を恐れた受診控えが加わったと考えられ、子どもを取り巻く健康状況に不安があります。

伊丹市の状況はどうでしょうか、また受診率向上にどのような対策を取られているのでしょうか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

市長藤原保幸

私からは、「昨年以来のコロナ禍での経済政策について」の私の見解について、および「土地利用規制法と日米共同訓練に関する認識」についてお答えいたします。

まず、「昨年以来のコロナ禍での経済政策について」の私の見解についてですが、2020年は新型コロナウイルス感染症が短期間で世界中に広がりを見せ、世界経済全体に大きな影響が生じましたが、IMF（国際通貨基金）によりますと、2021年はワクチンの普及が進み、追加の財政支援が行われるなど、先進国・地域における経済情勢は正常化に向かうものと予想されております。

また、日本の経済状況も新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の影響などにより、内閣府公表の2020年度の実質GDP成長率が対前年度比でマイナス4.4%となるなど、極めて厳しい状況ではありましたが、国におきましては事業者の安定的な経営支援策として、セーフティネット保証制度の対象業種等の大幅な拡充や認定手続きの簡略化、無利子・無担保融資制度の創設や雇用調整助成金の拡充などを実施するとともに、市民への支援策として、特別定額給付金や子育て世帯生活支援特別給付金の支給のほか、新型コロナウイルス特例貸付を創設するなど、様々な支援策が展開されてきたところであり、さらに、これらの施策に加えて、令和3年度はデジタル社会・グ

リーン社会の実現など中長期的な課題に対応した施策も展開されているところであります。

新型コロナウイルス感染者数の推移は予断を許さない状況ではありますが、感染拡大防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあり、国内経済は持ち直しの動きが続くことが期待されており、実質GDP成長率は2021年度がプラス3.7%、2022年度がプラス2.2%になるものと見込まれております。

本市といたしましても、「キャッシュレス決済ポイント還元事業」、「商店街等お買物券事業」、「テイクアウト・デリバリー利用促進キャンペーン事業」、「商店街等販売促進キャンペーン事業」、「GoTo伊丹キャンペーン事業」など、様々な市独自の経済対策を実施し、地域経済の下支えに取り組んでまいりました。

今後につきましても、国の動向を注視し、必要に応じて追加の経済対策を講じていきたいと考えているところでございます。

次に、「土地利用規制法と日米共同訓練に関する認識」についてお答えいたします。

本年6月16日に成立した土地利用規制法に係る国会審議では、本法律が恣意的に運用された場合などに、過度な私権制限が発生するのではないかとの指摘を受け、付帯決議において思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利等を侵害することがないように十分配慮するとともに、公布から1年を超えない範囲内で閣議決定する基本方針において、区域指定や調査の基本的考え方など、具体的に明示されることとなっております。

現在、国は、政令をはじめとした下位法令や基本方針等の策定に向けて検討を進めており、今後の国会審議等の動向を注視してまいります。

次に、日米共同演習でございますが、本市の平和施策の方針は、平和都市宣言、第6次伊丹市総合計画などを踏まえまして、これまでと何ら変わるものではございません。過去にもご答弁申し上げておりますとおり、日米共同によります演習につきましては、そもそも日本の安全保障上の必要性に基づき、日米両国の合意によりまして、国の責任のもとに実施されるものでございます。防衛を含めた国の安全保障政策は、政府の専管事項でもありますことから、基礎自治体たる市の市政をお預かりする長といたしましては、市民の皆様方に不安を与えないよう、また市民生活の安全、安心に影響を与えないように、自衛隊に対し十分な情報開示と安全対策を求めるなど、適切な対処をしてまいりたいと考えております。

最後に、日米共同方面隊指揮所演習（ヤマサクラ81）につきましては、本年4月に自衛隊陸上幕僚監部広報室から発表されました、「令和3年度陸上自衛隊主要訓練・演習の年度広報」で示された訓練の実施時期の情報を得ている限りでございます。また、直接、自衛隊へも問い合わせを行いま

したが、共同演習についての追加情報はその後、公表されている事柄はございませんでした。今後も引き続き、伊丹駐屯地で日米共同演習の実施にあたり、事前の情報提供や近隣住民への周知等を適切に行っていただけるよう求めてまいりたいと考えております。

総合政策部長辻本彰子

私からは、「令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の評価」について、および演劇ホールの存続をめぐる問題についてのご質問のうち、公共施設マネジメントの推進に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の評価」についてですが、本市では、感染状況や国、県の動向を注視し、市民、市内事業者等からのご意見等を踏まえながら、市民の命と健康を守ることを最優先に感染拡大防止に取り組み、あわせて、市民の生活や雇用の確保、事業継続の支援など、スピード感を持って、状況に応じた対策を実施してまいりました。

「公共施設や障がい者施設等への消毒液やマスク等の物品の配布」をはじめ、「生活困窮者の就労支援の強化」や「商店街等が取り組む販売促進イベント等への支援」等の取り組みは、感染拡大防止対策や生活や雇用の維持と事業の継続支援等に寄与したものと考えております。

特に、「特別定額給付金事業」では、速やかに給付を開始するなど、迅速に事業を進めたことや、「新型コロナウイルスワクチンの接種」では、接種開始に向けた準備段階から体制を整え、取り組みを進めた結果、市民の皆さまからも高い評価をいただきました。

一方、議員ご案内の、令和2年度2月補正予算として減額した事業につきましては、コロナ禍という有事において、いかに市民や事業者の方々へ、必要な支援を迅速に届けるかという視点にたち、想定しうる最大額を予算化しました。また、支援の情報を広くお届けするため、広報伊丹をはじめ、市ホームページやSNSに加え、商工会議所をはじめとした関係団体と連携した情報発信を行いました。結果として、執行率が低くなっておりますが、迅速な事業の実施等について、市民や事業者の皆さまからも一定の評価の声をいただいていることから、市内経済の活性化等に貢献したものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中、市民生活や地域経済の回復には多くの時間を要することから、引き続き、必要な支援を迅速に実施してまいります。

次に、演劇ホールの存続をめぐる問題についてのご質問のうち、公共施設マネジメントの推進に関するご質問にお答えします。

まず、演劇ホールの活用に関する市民意識調査についてのご質問ですが、本年6月の都市企業常任

委員協議会でご報告したとおり、伊丹市における演劇事業のあり方について具体的な検討を始めたばかりであるものの、8月30日にアイホールの存続を求める要望として市内居住者1,490人分、市外居住者6,267人分の署名の提出があったことを踏まえ、広く市民の皆様からアイホールの今後のあり方について、ご意見をお聞きする目的で市民意識調査を実施することといたしました。

市といたしましては、市民の意見を踏まえて検討を進めることとしており、いつまでに結論を出すという期限については定めておりません。

また、市民や関係者の間で十分時間を取って議論する必要があるとのご指摘ですが、現在も時間をかけて検討している最中であり、今回の市民意識調査の結果と共に、これからの文化施設3館の活用方策の検討につながる市民向け説明会の開催を予定しているなど、直接市民の皆様のご意見をお伺いする機会も設けたいと考えております。

次に、市民や関係者の声をどう受け止めるのか、用途変更以外に方法はないのかとのご質問ですがアイホールの活用に関するサウンディング型市場調査についての報道を契機に演劇関係者や市民団体による署名活動を通じて、アイホールを高く評価する沢山の声をいただいたことについては、市といたしましても大変ありがたく感じております。

アイホールについては、これまでも専門的かつ独自性の高い事業展開を実施し、「地域創造大賞・総務大臣賞」や「文化庁芸術祭優秀賞」を受賞するなど芸術文化の分野で高い評価を得てきた一方で、市内の他のホールと比較して来館者数が伸び悩んでいることや、利用者に占める市民の割合が低いこと、利用者1人あたりのコストが高いことなどの課題を抱えています。

これに加えて、特殊な舞台設備の老朽化に伴い数年の内に約4億円の改修工事が必要であると見込まれています。この新たな4億円のイニシャルコストについては、市民のみなさまの負担で行うものであることから、アイホールの課題解決に抜本的に取り組む契機となる問題であり、毎年の約9千万円のランニングコストは潜在的に改善しなければならない問題であると考えています。

議員ご指摘のとおり、廃止ありき、存続ありき、とするのではなく、文化会館や音楽ホールも含めた事業間連携あるいは機能移転のための改修工事についても検討し、アイフェスなど市民還元率の高い演劇事業の継続方法について関係者の声を伺いながら、最適な施設の活用方法についても検討を進めたいと考えております。

健康福祉部長大橋吉英

私からは「2020年度決算に関するご質問」のうち「新型コロナウイルス感染症について市独自の検査体制を行い、感染防止をする必要はなかったのか」についてのご質問にお答えします。

兵庫県は対処方針に基づき、医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが疑われるなど、クラスターの発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施されていること、特に社会福祉施設等では、職員・入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施するとし、更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及びショートステイも含む新規入所者に対してもPCR検査を実施しており、さらに保健所設置市を除く県内全域の高齢者・障害者施設の従事者を対象とした集中的検査について、特措法第24条第9項に基づき受検を要請してられました。

また、衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより検査体制の充実を図り、一日に7,970件の検査件数を確保しているところです。

さらに伊丹市医師会が今年度も兵庫県よりPCR検査センター業務を受託し、本市も協力の上、市内で実施されていることや、市内一部医療機関においても、抗原検査や抗体検査が実施されていることなどから、適切に検査を実施されているものと認識しておりますので、今後とも兵庫県と連携し感染防止に努めて参りたいと考えております。

次に「新型コロナウイルス感染症対策」に係る数点のご質問についてお答えします。

まず「医療体制の充実」のうち、「医療機関への減収補填と財政支援、医療従事者への待遇の抜本的改善をはかり、政府が責任をもって医師・看護師を確保することを国に対して強く求める」ことについてのご質問ですが、国においては、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」がすでに実施されているところであり、新たに新型コロナウイルス感染症緊急経済対策も示されていることや、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、新型コロナ患者受入れ医療機関の支援に関する総合相談ダイヤルの設置や新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の支給、新型コロナ患者に対応する看護職員等の派遣強化や新型コロナ患者の受入病床確保のための支援、更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援、後方支援病床の支援強化などが行われていることから、引き続き国・県の動向を注視して参ります。

次に「伊丹市の場合、医療のひっ迫度、療養施設の充足率は大丈夫か」とのご質問につきましては、本市の医療のひっ迫度や療養施設の充足率に関する状況については非公表となっておりますが、兵庫県においては本年8月18日に「新型コロナ第5波への対応」対策パッケージを発出し、医療提供体制等の強化に努めるとともに、9月9日に改定された兵庫県対処方針においても医療提供体制の強化が図られたところです。

次に「大規模なPCR検査を行うことについて」のうち「保健所体制の強化が必要ではないか」とのご質問ですが、兵庫県の「新型コロナ第5波への対応」対策パッケージにおける保健所体制の強化

として、「支援体制の強化」では民間派遣人数を56人から69人へ、保健師バンクが7人から18人へ増員するとともに、本庁等の県職員を50人へ増員するなど、合計約100人の増員をしています。

また診療医と保健所間での患者情報の共有を医師会等と連携して実施することとし、「業務の重点化」においては、保健所の保健師は、自宅待機者・療養者への「家庭訪問等」に重点対応し、民間派遣や県応援職員を中心に「疫学調査等」を実施するなど、必要とされる体制の強化が図られているものと認識しております。

都市活力部長西本秀吉

私からは、「2020年度決算」のご質問のうち「中小業者の営業と暮らしが困難になった状況への見解について」、及び「新型コロナウイルス感染症対策」のうち「中小業者の現状をどう把握しているのかについて」、並びに「演劇ホールの存続をめぐる問題について」の数点のご質問にお答え申し上げます。

まず、「中小業者の営業と暮らしが困難な状況への見解」、及び「中小業者の現状をどう把握しているのか」についてでございますが、本市では市内事業者の景気動向等を把握するための方法として、「融資関連事務であるセーフティネット認定申請における内容分析」と「伊丹商工会議所による景気動向調査」を主に活用してございます。

セーフティネットの認定申請では、業種や直近の売上高等の情報を収集しておりまして、直近3カ月69件の認定申請と、前年同期610件の認定申請の内容を比較いたしますと、申請件数に違いはあるものの、売上高の減少が50%以上である事業者の割合が前年の38.5%から17.4%に減少しているとともに、売上高の減少が10%未満である事業者の割合が前年の2.0%から20.3%に増加しており、新型コロナウイルス感染症による事業への影響が少なくなっているのではないかと捉えております。

また、伊丹商工会議所が市内企業150社を対象にして四半期ごとに実施しております景気動向調査では、今年4月から6月期を対象期間とした直近の調査では82社から回答があり、「景気実績は上昇」との回答が今年1月から3月期を対象とした前回の調査の5.6%から今回の調査では7.3%と増加し、「景気実績は下降」との回答も前回調査の48.9%から35.4%に減少しております。

これらの他にも、本市が実施しております融資制度の実行状況につきましては、県の無利子・無担保融資の受付が本格化した以降の昨年度の融資実行件数は4件であったのに対し、今年度の融資実行

件数は既に23件となっており、その内訳についても事業者の売上減少を条件としない事業資金の活用が多数を占めている状況でございます。

また、暮らしの支援といたしましては、離職・廃業等で職を失った方の住居確保を目的とする「住居確保給付金」の支給について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方にも対象が広げられたことに加え、受給期間も延長されました。他に、困窮者への貸付制度である「生活福祉資金貸付」についても、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により収入が減少した世帯を対象とした「生活福祉資金コロナ特例貸付」制度が設けられ、更に貸付期間が終了した方を対象に再貸付制度が追加されるなど、中小業者も含む生活困窮者への支援策は、継続して取り組まれている状況でございます。いずれの支援策につきましても、新規感染者の拡大が直ちに相談・申請件数の増加に繋がっている状況ではないことから、中小業者の暮らしの状況が急速に悪化している状況ではないものと認識してございます。

これらの状況を総合的に判断いたしますと、市内事業者の景気動向はまだまだ予断は許さない状況であり、生活困窮者への支援は継続していく必要があるものの、中小業者を取り巻く環境は少しずつ上向いてきており、ワクチン接種率の向上に伴う感染拡大の防止が進んでいけば、さらに地域経済の正常化が進んでいくものと認識するところでございます。

次に、「『伊丹市の文化振興施策にかかる指針』策定後の3年間の評価について」ですが、議員ご案内のとおり、本市の文化振興施策は、本市の持つ文化資源を最大限に活用し文化芸術の振興を図ることを目的として、平成30年にまとめた「伊丹市の文化振興施策に係る指針」に基づき進めているところであります。本指針は、「文化芸術が身近にあるまち」、「人と人がつながる場所としての文化施設の活用」、「市民の主体的な文化活動の支援」、「賑わいづくり、伊丹ブランド構築の一翼を担う」及び「公共施設マネジメントに基づいた施設の有効活用」の5つの基本方針で構成されており、基本方針ごとに評価を申し上げますと、

基本方針1「文化芸術が身近にあるまち」につきましては、各文化施設での体験型講座の実施や、市内の文化活動団体による文化芸術の提供などにより、子どもたちを中心とした市民の皆様に、文化芸術に触れあう機会を創出できたのではないかと考えております。演劇ホールでは、戯曲講座をはじめ、学校へ出向いてのアウトリーチ事業や演劇ワークショップなどに取り組んでおります。

基本方針2「人と人がつながる場所としての文化施設の活用」につきましては、文化施設で開催している様々な事業が、文化芸術を通じた世代間交流に繋がってきたのではないかと考えております。一方で演劇ホールでは、鑑賞の機会を通じて世代間交流に努めましたが、課題となっている施設利用率の低さ、さらには、市民利用率の低さが課題であると認識しております。

基本方針3「市民の主体的な文化活動の支援」につきましては、各文化施設において、多くの市民活動団体が組織され、文化施設では創作や発表会など様々な活動が行われていることから、本市が場の提供を含めた活動支援を行ってきました。演劇ホールでは、残念ながら市内活動団体が解散され、現在も組織されていない状況となっております。

基本方針4「賑わいづくり、伊丹ブランド構築の一翼を担う」につきましては、文化3館やみやのまえ文化の郷等において、中心市街地の事業者の方々と連携した事業を展開し、賑わいづくりに貢献できてきたのではないかと考えております。演劇ホールでは、中心市街地に出向いた演劇の提供などを実施しております。

基本方針5「公共施設マネジメントに基づいた施設の有効活用」につきましては、この方針に基づき進められている「市立伊丹ミュージアム」が来年4月に開設予定であります。また、演劇ホールにつきましては、今後のあり方を検討しているところでございますが、公共施設再配置基本計画による再配置方針に基づいて、文化3館全体として有効な活用を検討していく必要があると考えております。

次に、「今回の施設の有効活用を検討するに至る契機となったのは何か」についてですが、演劇ホールは、市民利用率の低さや割高なサービスコストといった問題を抱えていましたが、契機となりましたのは、特殊な舞台装置の老朽化に伴い数年のうちに約4億円という多額の改修工事が必要と見込まれたことからであります。なお、サウンディング調査は事業発案段階や検討段階においての意見交換の場であることから、これをもって方向性を決定するものではないと認識しております。

次に、「当局が進める演劇ホールの有効活用の検討についての内、「伊丹ブランドの構築」という側面ではどう評価されるのか」についてですが、演劇ホールは、専門的かつ独自性の高い演劇・コンテンポラリーダンス事業を展開し、議員ご案内の通り、「地域創造大賞」や「文化庁芸術優秀賞」の受賞をはじめ、各方面からも高い評価を得ていることから「伊丹ブランドの構築」という側面で、本市の知名度アップなどには繋がっているものと考えております。

次に、「『市民利用15%』は正確な数字か」についてですが、演劇ホールが、事業実施時に参加者へ行っているアンケート調査からの数字であり、利用実態を表す数字であると考えております。また、この利用者数にはアイフェスと演劇ワークショップへの参加者も含まれておりますが、アウトリーチ参加者については、来館がないことから入館者数には計上いたしておりません。

次に、「他市の演劇ホールとの比較」についてですが、一般的な文化施設であれば、同等の施設が他市にも存在しており、その状況等について比較検討することが多くございますが、演劇ホールにつきましては、建物や設備の特殊性が高く、他市の同等施設が存在しないことから比較することが困難な状況であります。

次に、「収容人数が少ないと採算が困難になるので、指定管理料も多くなるのでは」についてですが、議員ご指摘の通り、収容人数が少ない事業は、チケット料金を高く設定しない限り採算が取れないこととなりますが、チケット料金を高く設定すれば観客が見込めないことになり、指定管理料への影響は否めないと考えております。

最後に、「費用についても他市の演劇専門ホールとの比較が必要ではないか」についてですが、先ほども申しあげましたとおり、建物や設備の特殊性が高く、他市の同等施設が存在しないことから比較することが困難な状況であります。

福祉事務所長松尾勝浩

私からは、新型コロナウイルス感染症対策の内、生活困窮者への支援についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済情勢の悪化を受けて、生活困窮状態に陥った方への支援につきましては、県社会福祉協議会による生活福祉資金コロナ特例貸付と、市福祉事務所による住居確保給付金の支給を主軸に据えて実施いたしました。昨年度の実績を申し上げますと、生活福祉資金特例貸付利用者は、緊急小口資金が1,554人、総合支援資金が1,121人で、住居確保給付金につきましては、85人の受給者に対し、のべ371ヶ月分を支給いたしました。今年度の実績としましては7月30日現在で、緊急小口資金利用者が300人、総合支援資金が270人、住居確保給付金が18人に対して延べ72ヶ月分の支給となっております。

また、当該貸付金と給付金の相談に迅速かつ丁寧に対応するべく、令和2年7月より貸付金の受付となる伊丹市社会福祉協議会に両制度の案内を同時に行うワンストップ窓口を設置したほか、生活の立て直しに向けては、就労支援が重要であるとの認識のもと、同年9月には就労支援員を増員するなど、生活困窮者への支援体制を強化して参りました。

今年度におきましても、生活福祉資金の貸付期間が満了した方に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の創設を受け、迅速に窓口の設置を行い、7月1日より受付を開始しました。同支援金の8月30日時点における実績は、申請者が76人で、その内支給決定者は69人、基準所得を超過しているなどの理由で不支給となったのは7人でした。その他、国の補助を活用した市独自の施策として、困窮している子育て世帯を対象に食料や日用品を提供するとともに、必要な社会資源へとつなげていく、「つながりの場づくり緊急支援事業」を8月から実施しており、8月30日までの間で7人の利用がありました。

今後も、国の施策の動向に注視しながら、必要な支援の迅速かつ丁寧な実施に努めて参ります。

学校教育部長早崎潤

私からは、「就学前教育施設、学校におけるコロナ感染症対策」および「児童生徒の健康」に関するご質問にお答えします。

まず、登校見合わせの選択や分散登校、オンライン授業などを柔軟に組み合わせて対応することへの見解についてですが、令和3年2月19日付け文部科学省通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導について」において、「学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること」や「非常時においても、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすること」と示されていることから、本市においても、対面による授業を基本としております。

さらに、同通知の「非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導」の中で、自宅等における学習の取扱いとして、要件を満たす場合は、「学習評価に反映できること」や、「再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること」が示されていることから、オンラインを活用した特例の授業等にも取り組んでいるところです。

また、議員ご案内のとおり、分散登校には保護者の負担が伴いますが、学校において児童生徒が密集することによる感染リスクを回避しながら非常時に学習することができる学習保障の1つの方法であると認識しております。

現時点では、分散登校は考えておりませんが、対面による授業を基本としながら、今後も国の動向を注視するとともに、県内及び市内の感染状況に鑑み、可能な限り感染リスクの回避をした上で、必要に応じて、「子どもたちの学びを止めない」ための柔軟な措置を講じるよう努めてまいります。

続いて、「感染対策のため登校を見合わせる選択を検討している保護者や子どもが少なくないことへの対応について」についてお答えします。

まず、登校を見合わせる子どもたちの学びや成長への支援を明確に位置付けることへの見解についてですが、議員ご案内のとおり、国の通知等に基づき、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合に、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないなど柔軟な取扱いも可と位置付けております。市教育委員会としましても、そうした子どもたちの学びや支援の充実は非常に重要であると捉えているため、各学校において、当該児童生徒及び家庭との連携を継続し、個々の実情を踏まえながら、オンラインによる授業配信や授業支援システムによる課題の送受信及び健康観察を実施することにより、子どもたちの学びや成長を支援できるよう取り組んでいるところです。

次に、オンライン授業の現状についてですが、8月27日付け教育長通知「緊急事態宣言発令期間

中の教育活動等の実施について」において、学校が臨時休校または、学年・学級閉鎖となった場合は、オンラインによる教育活動を推進すること及びその具体的な実施方法について周知を図っており、各校において実施に努めているところです。現在、一部の学校において、授業支援システムを用いた健康観察や課題の配布・回収、Web会議システムを用いた朝の会や学習指導等、児童生徒の実態に応じてオンラインによる教育活動に取り組んでいるところです。今後は、これらの事例を市内で共有し、全ての学校でオンラインを活用した教育活動を充実できるよう努めてまいります。

続いて、オンライン授業を出席扱いにすることへの見解についてですが、議員ご案内のとおり、不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等については、令和元年10月25日付け文科省通知「不登校児童生徒への支援への在り方について」に基づき、学校と家庭が連携し、個別の学習計画及び学習状況等から適切に位置づくものであると学校長が認めた場合は、指導要録上の出席扱いとしております。しかし、感染症や災害の発生等による緊急時においては、令和3年2月19日付け文部科学省通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導について」に基づき、対面による授業を基本としているため、オンライン授業については、出席扱いとはしておりません。

次に、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導に係る阪神間各市の状況についてですが、新聞報道等により、本市とは出席の扱い等が異なる自治体があることは把握しております。しかし、本市教育委員会としましては、今後も国及び県の方針に基づいて対応してまいります。

続いて、「学校でのクラスター対策と広範な検査を行うことについて」に関する数点のご質問にお答えします。

まず、「実態に応じて学級、学年、全体など広めのPCR検査を行政検査として行うことについての伊丹市の現状と見解」についてですが、本市では現在、児童生徒や教職員の感染が判明した場合、保健所による調査に基づき対応を進めており、保健所が検査を必要と判断した者に対してPCR検査が実施されております。

市教育委員会としましては、正確な情報に基づき、迅速かつ適切な判断に基づく検査の実施に努めることが重要であると考えています。

今後も引き続き、児童生徒の感染が判明した際には、保健所と連携を図り、学校での行動歴をまとめる等、速やかに状況把握を行い、感染拡大防止に努めてまいります。

次に、「高校等に配布した抗原簡易キットを無理なく活用できるための教育委員会の対応」についてですが、議員ご案内のとおり、「対象があくまで発熱や咳など、新型コロナウイルス感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に限られていること」や、「検査は学校で教員が立ち会った上で実

施すること」など、課題も多いことから、今後、保健所や医師会等の専門機関と連携を図るとともに、県立高校等の取組を参考にしながら、効果的な活用に向け、準備してまいります。

続いて、「新型コロナについての学びとコミュニケーションを重視すること」に関するご質問にお答えします。

まず、「子どもたちが新型コロナウイルスと感染の仕組みを学び、受け身でなく自分の頭で考え納得して行動変容することについての見解」についてですが、子どもたちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解した上で、自ら判断し、適切に行動できる力の育成が重要であると認識しております。令和2年4月、文部科学省において作成されました保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」では、①新型コロナウイルス感染症の感染防止対策、②手洗い、③咳エチケット、④3つの密、⑤正しい情報の収集、⑥新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、⑦新しい生活様式などがまとめられております。また、「自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人ひとりが気をつけないといけないことを理解し、実践できるようにすること」や「新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにすること」などといった「めあて」が示されており、各学校では、保健授業等において、本資料を参考にしながら、子どもたちが自ら判断し、適切に行動できるよう、保健教育を進めているところでございます。

次に、「教職員が世界と日本の研究成果などを学び、感染対策ふくめ討議できるゆとりを保障することについての見解」についてですが、教職員一人ひとりが正しい知識を習得し高い意識を持つことは重要であると考えております。

各学校におきましては、「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を設置し、学校における感染症対策について協議するなど、感染症対策の充実に努めております。

また、養護教諭会等において、各校の感染症対策について情報交流を行ったり、必要に応じて学校医や学校薬剤師に助言を求めたりするなど、各校において、安全な学校生活環境の確保に努めております。

今後、保健所や医師会等の専門機関との連携を深め、新型コロナウイルス感染症に係る正しい知識や最新の情報を共有し、学校現場に発信するなど、児童生徒及び教職員の資質の向上に努めてまいります。

最後に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの勤務の現状及び増員についてのご質問にお答えします。これまでも、学校においては、専門的知見を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、「チーム学校」としての体制づくりを推進してまいりました。長期化するコロナ禍においても、それぞれの配置時間の中で、スクールカウンセラーは児童

生徒等の心のケアに取り組み、スクールソーシャルワーカーは児童生徒の家庭環境の改善や関係機関との連携を図り、児童生徒及び保護者の抱える問題の解決に努めているところです。学校生活のみならず、社会生活においても多くの制限が続く中、今後、児童生徒の抱えるストレスや家庭内の問題が顕在化することが予測されています。そのような中、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの必要性はますます高まっており、児童生徒の様々な課題や状況を解決・解消する重責を担っていると認識しておりますことから、更なる体制の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大により、必要な医療を受診できない児童生徒について伊丹市の状況と受診率向上にどのような対策を取っているのか」についてですが、児童生徒等の定期健康診断につきましては、学校保健安全法第13条において「毎学年、6月30日までに実施すること」が示されておりますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月19日付、文部科学省通知において、「実施期間が当該年度末までの間で可能な限り速やかに実施すること」が認められました。本市では、医師会や歯科医師会、学校現場との協議を重ね、十分な感染症対策を講じた上で、実施時期を10月以降に遅らせることといたしました。

本市の児童生徒の受診率に関する正確な数値は、現時点では把握しておりませんが、受診勧告を受けた児童生徒が医療機関を受診できる期間が短くなったことや、新型コロナウイルスの感染不安により医療機関を敬遠する傾向も見られたことなどから、受診率が下がることは考えられます。

今年度につきましても、昨年度と同様に、定期健康診断の実施時期の延長が認められておりますが、本市では、医師会や歯科医師会とも協議の上、実施時期を遅らせるのではなく、感染症対策を徹底した上で予定通り6月30日までに実施いたしました。受診勧告を受けた家庭が医療機関を受診できる期間を十分に確保することで、コロナ禍においても受診率の向上につながるものと考えております。

いずれにしましても、児童生徒の健康の保持増進は重要であることから、今後も引き続き、医師会や歯科医師会とも連携を図り、受診率の向上に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

市長付参事柘村義則

私からは、自治体デジタル・トランスフォーメーションに関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「31の行政手続きのオンライン化の進め方」についてでございますが、国は、昨年12月に決定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度（2022年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、

特に国民の利便性向上に資する、子育て関係や介護関係などの31手続きについて、マイナポータル
の「ぴったりサービス」からマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることを掲げ
ています。

市町村は、これら31手続きの内、都道府県対象である自動車保有関係の4手続きを除いた、子育
て関係の15手続きと介護関係の11手続き、そして被災者支援関係の1手続きの合計27手続きに
ついて、国の指針に基づき、オンライン化に取り組む必要があります。

本市におきましては、この27手続きの内、現在、子育て関係の6手続きと介護関係の7手続きの
合計13手続きのオンライン化を実施しています。残りの14手続きについても、今後、デジタル庁
の動向を注視しながら、令和4年度までに、必要な手続きのオンライン化を進める予定です。

次に、2点目の「17業務の情報システムを国が示す基準で共通化・標準化すること」についてで
ございますが、国が標準化・共通化の対象としているのは、住民基本台帳や各種地方税、各種保険、
児童手当、就学など、住民の生活と繋がりが強く、法律に基づいて自治体を実施している17業務と
なっています。

国は、これら17業務に関する基幹系業務システムについて、原則令和7年度（2025年度）末
までに、「ガバメントクラウド」を活用し、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行させる
ことを目標に掲げており、各自治体には標準システム導入が義務付けられています。

自治体の標準システム導入により、各自治体が個別に業務システムを整備してきた状態が是正され、
システムのみならず業務プロセスの標準化や行政サービスのデータ連携による作業の効率化、システ
ムの開発及び運用にかかるコストの削減、オンライン申請や窓口での手続きの待ち時間短縮など、市
民や職員に様々な恩恵をもたらすものと期待しています。

標準システムのカスタマイズについては、令和3年7月に国が作成した「自治体情報システムの標
準化・共通化に係る手順書に関するQ&A」によりますと、原則認めないが、地方公共団体情報シス
テムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第8条第2項において「標準化対象事務以外の
事務を地方公共団体情報システムと一体的に処理することが効率的であると認めるとき」で「当該地
方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共
団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うこ
とができる」とされています。従いまして、必要な最小限度のカスタマイズは可能となっているため、
自治体の独自施策を制限するものではないと考えております。

本市におきましては、今後のデジタル庁の動向や基幹系システム毎の更新時期も踏まえながら、令
和7年度末を目標として、計画的に、標準システムへ移行する予定です。

次に、3点目の「外部人材の活用について」でございますが、多くの自治体ではデジタル人材が十分に配置されておらず、DX推進が課題となる一方で、デジタル人材の需給が逼迫していることが課題となっております。こうしたことから、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進手順書」において、限られたデジタル人材を有効活用し、自治体のDX推進体制を強化する方策として、外部のデジタル人材をCIO補佐官として配置することが有効とされております。

CIO補佐官として外部人材を活用する手法としては、地方公務員としての任用と、私法上の業務委託の2種類があげられます。

地方公務員として任用する場合、デジタル人材としての専門的な知見を活かすことを踏まえると、特定任期付職員または特別職の非常勤職員が考えられます。本市のデジタル化への取組状況やデジタル人材の逼迫状況から考えると、非常勤での勤務が想定されますが、この場合、議員ご指摘のとおり、地方公務員法が適用されません。このため、信用失墜行為の禁止や守秘義務、職務専念義務など服務等の任用規律を要綱等で定めておくことが望ましいとされております。

一方、私法上の業務委託契約であれば、民法の規定による契約行為として、守秘義務や公平性の確保に関する措置について契約書等で担保することにより法的拘束力が生じることとなります。

本市における外部人材の活用は、後者の業務委託契約による方法を採用しており、「デジタル化推進事業」として、1月6日に外部人材の所属する事業者との間で伊丹市デジタル化推進アドバイザー業務委託の契約を締結しました。

具体的な内容としましては、契約書において守秘義務を課しているほか、機密保持及び個人情報取扱特記事項において、機密情報の安全管理における責任体制の整備、目的外利用および提供の制限を義務づけ、義務の違反により損害が発生した場合の損害賠償請求を設けるなど、利益相反による不正な取引が発生しないよう留意しております。

上原秀樹議員

答弁をいただきましたが、演劇ホールの存続をめぐる問題について再度の質問をします。

第1に、現在検討が進められている問題についてです。

伊丹市の文化振興施策にかかる指針の3年間の評価では、市民利用率の低さや市内活動団体の解散などがありながらも、戯曲講座や学校へのアウトリーチ、演劇ワークショップなどに取り組み、世代間の交流を促進するとともに、中心市街地に出向いての賑わいづくり、伊丹ブランドの構築では、各界からの受賞に見られる通り全国から高い評価を受けて本市の知名度アップにつながっているとされました。しかし、実施されているアンケートではこのような評価は市民には見えません。市民利用率

の低さや多額の費用を要する運営費と施設の更新費用が目に移り、結果として当局の誘導的なアンケートになっているのではないのでしょうか。

また、アンケートに書かれている「文化3館の指定管理料と利用者数」では、市民には演劇ホールの特異性がわかりません。例えば、演劇の公演をする場合、2日から3日は仕込みのためにホールは使用できず、そのために利用者数にも収入にも影響が出る施設です。

市内3館の比較だけでなく他市の演劇専用施設との比較が必要ではないかという質問に対しては、建物や設備の特異性が高く、他市の同等施設が存在しないことから比較は困難とされました。演劇ホールは、それだけ近隣にはない施設として貴重な施設と言えるのではないのでしょうか。そのこともアンケートではわかりません。

以上のことから、アンケートの結果をどう扱うのかという問題が生じますが、どのようにお考えでしょうか。市民が演劇ホールそのものに対する十分な知識を得られないままにアンケートに答えざるを得ない問題などもあります。見解をお聞きます。

第2に、今後の進め方の問題です。

答弁では、結論を出す期限は決めておらず、市民の意見を踏まえて検討を進めるとされています。また、市民向けの説明会も予定されているとのこと。市民の意見を聞き、その声を生かすことは当然ですが、演劇ホールという専門的かつ独自性の高い演劇等を提供する施設として、市民と一緒に演劇関係者からの意見を聞く場を設定されたらどうでしょうか。今までの説明会は、当局が決めたことを説明することが目的で、賛成・反対等様々な意見が出されようと、「市民に説明した」とする説明会になっています。もちろん最終的には議会が決めることとなりますが、市民、利用者、専門家などによる熟議の場が必要と考えます。見解をお聞きしまして、2回目の質問とします。

総合政策部長辻本彰子

演劇ホールの存続をめぐる問題について、再度のご質問にお答えします。

まず、アンケートの結果をどう扱うのかのご質問ですが、市民意識調査の回答の締め切り日は、9月27日としておりますことから、10月末には集計結果がまとまるものと考えています。議会報告の後、11月には市ホームページで公表する予定です。

その後は、直接市民の皆様の意見をお伺いする場として開催を検討している市民向け説明会でも、市民意識調査の結果をお示ししてまいります。

また、市民が演劇ホールそのものに対する十分な知識が得られないままにアンケートに答えざるを得ないのご指摘ですが、市民へ郵送されるアンケートハガキには、アンケートの趣旨とあわせて市

ホームページへリンクするQRコードを記載し、今回の検討について説明するウェブページに誘導しています。当該ウェブページには詳細を記載した資料をファイル添付しており、アイホールや演劇事業の経緯についての説明とあわせて、現在の市の問題意識や課題認識を定量的な数値も使って記載していますので、市民意識調査のための情報としては妥当であると考えております。

次に、市民、利用者、専門家などによる熟議の場についてのご質問ですが、アイホールは昭和63年に建設され、これまで32年間演劇ホールとして運用されてきましたことから、専門的かつ独自性の高い演劇等を提供する施設としての説明を行う場を、改めて設けることは考えておりません。なお、演劇関係者らが自らの表現の場を確保するために行う、市民理解を求める場であれば、演劇関係者が主体となって、開催していただくこととなります。

これからの文化施設3館の活用方策の検討につながる市民向け説明会は、現状における文化施設3館に対する市民の認識とニーズを把握し、施設を最大限有効活用する方策について市民とともに考える場であると考えています。

上原秀樹議員

3回目の発言は意見、要望とさせていただきます。

最初に、演劇ホールの存続をめぐる問題です。

一つに、アンケートに市民が答えるにあたって十分な知識がないままではないかとの指摘には、ウェブページで情報の提供をしているとの答弁ですが、市民がどこまで情報を詳細に見て答えるのかは様々です。あくまでもその時点での参考資料と認識しておきます。

二つ目の市民と利用者、専門家による熟議の場についてですが、答弁では開催は考えていないとのことですが、もちろん演劇関係者のみなさんが、市民理解を求める場を独自に設定することはできますが、行政も入ってそれぞれの考え方を聞き、お互いの考えを理解する場が必要と考えます。開催されようとしている説明会の場には、演劇関係者も呼ぶべきと考えますので、検討を求めておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

答弁では、昨年度から現在まで、できることは十分やってきた、国や県の感染症対策も医療・保健分野も増員を図るなど手立てを尽くしてきた、感染症緊急経済対策等も行われているとの内容でした。

しかし兵庫県において、重症病床使用率が47%と、久しぶりに50%を切ったことが報道されましたが、依然として9月15日現在で病床利用率が59.7%、入院・宿泊療養調整等が366人、自宅療養が2,712人と、今後の推移によりますが余裕はありません。検査数でも、1日7,97

0件の検査体制を確保したと言われますが、9月の最高でも3,775件です。事業者に対する支援では、融資や住居確保給付金などによって何とか持ちこたえているという側面はありますが、「いつまでもつのか」というのが実態ではないでしょうか。

感染対策では、エアロゾル感染が感染経路であることが一般的な見方になっています。このことを前提とした感染対策が必要であるとともに、やはり「いつでも、誰でも、無料で」PCR検査ができる体制を、国が本気になって取り組むことが求められていると思います。国に対してこのことを求めるとともに、事業者に対しては家賃補助と持続化給付金の再度の給付、低所得者対策を実現されることを要望していただきたいと思います。

次に、教育委員会の答弁に対してです。

第1に、出席停止の扱いについてです。感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的理由があると校長が判断する場合には、出席停止とするとされていますが、保護者には昨年6月の感染が落ち着いていた時に出された連絡文書で、感染が不安で登校できない場合には欠席扱いにするとされたままです。家庭内に高齢者や何らかの疾患を抱えた人がいる場合、すべての保護者が学校に相談できているのかどうか、欠席になるからと学校に行っているのではないかと危惧するものです。しかも現在、感染の経路がわからない患者が急激に増えている状態にあります。保護者宛に改めて家庭の事情等があれば出席停止にすることができるなどの連絡をする必要があるのではないかと考えますので、直ちに学校での実情を把握され、検討し、保護者に連絡されることを要望します。

第2に、オンライン授業についてです。この場合は出席扱いにはしないとのことですが、他の一部の自治体では出席扱いとし、そのために様々なオンライン授業の工夫をされているようです。対面授業と友人同士の話し合いの中で学ぶことは基本としながらも、様々な理由で学校に行けない子どもにオンラインによる学びの保障をすることが必要です。伊丹においても一部の学校で授業支援システムを活用した教育活動がされているとのことですが、コロナ禍の一番必要な時期に、すべての学校でこのような教育活動を行うに至っていないと理解しますので、教育委員会として、学校に対する支援を強めていただきたいということを要望します。